

特定非営利活動法人ドリーム・サステナビリティ・ジャパン

英文名: Dream Sustainability Japan

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ドリーム・サステナビリティ・ジャパンという。また、英文名をDream Sustainability Japanといい、略称をDSJPとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、世界各地の開発途上国を中心として貧困・飢餓・紛争・児童労働等の苛酷な状況に置かれている人々とともに国際協力事業を行い、また、経済的貧困・心の貧困などに直面している国内の子どもたちに対して子ども国内支援事業を行うことで、国内外の格差や不条理の是正に寄与することを目的とする。加えて、子どもたちに対する国際社会・国際協力等への理解を深めるための教育事業の実施により、次世代の国際社会を担うグローバルリーダーを育成することを目的とし、各種方面への外部ネットワーク事業、アドボカシー(啓発)事業の実施により、世界各地の開発途上国で発生している国際問題への認知度を上げることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国際協力事業
- (2) グローバル教育事業
- (3) 子ども国内支援事業
- (4) 外部ネットワーク事業
- (5) アドボカシー(啓発)事業

(6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有するもの

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同し、活動に協力する目的で入会した個人で、総会における議決権を有しないもの

(3) 子ども会員

この法人の目的に賛同して入会した18歳未満又は高校生三年生以下の個人で、総会における議決権を有しないもの

(4) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、活動を賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費は、その理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上15人以内

(2) 監事 1人以上5人以内

2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上3人以内を副代表理事とする。

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 理事が未成年者の場合は、保護者の承諾を得ることとする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(会議の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第37条において同じ。)
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(会議の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 総会の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面で表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成と区分及び管理)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総

会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の

議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する賃借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	箱田晴大
副代表理事	田中琉檜、佐藤日向
理事	横山麗乃
監事	片岡栞愛
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	10,000円
一般会員	0円
子ども会員	0円
賛助会員	(個人) 10,000円
	(非営利団体) 30,000円
	(営利団体) 50,000円

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人

ドリーム・サステナビリティ・ジャパン

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ハコダセイタ 箱田 晴大	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	代表理事
2	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	タナカリユセイ 田中 琉惺	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	副代表理事
3	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	サトウヒユウガ 佐藤 日向	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	副代表理事
9	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ヨコヤマレノ 横山 麗乃	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
10	理事 <input checked="" type="radio"/> 監事	カタオカカナ 片岡 栞愛	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	

2024年度

事業計画書

特定非営利活動法人 ドリーム・サステナビリティ・ジャパン

1 事業実施の方針

2024年度は基本的な運営能力の向上に励み、次年度以降の国際協力事業の拡大を目指す。グローバル教育事業では、日本に居住する中高生の方々に充実した教育を提供できるように励む。また、子ども国内支援事業や外部ネットワーク事業では、他組織と協働して各種キャンペーン活動やプロジェクトを実施する。更に、アドボカシー（啓発）事業を通して、世界各地で発生している社会問題を発信し、社会貢献活動に対する認知度や関心を高める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1500 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国際協力事業	クラウドファンディング等で集めた資金や物資を開発途上国に送る	2ヶ月に1回程度	東京事務所又はオンライン	5人程度	開発途上国等に居住する人々	100人程度	200
グローバル教育事業	オンライン型英語教育の提供、国際教育を提供することを目的とした研修や講演会活動等の実施	毎週2～5回程度	オンライン又は全国	5～20人程度	日本に居住する中高生	各回10人程度が参加、延べ50人程度	1000
子ども国内支援事業	国内にいる子どもたちの支援に携わる団体と協力し多岐の分野にわたって支援活動を行う	2ヶ月に1回程度	全国	5人程度	日本に居住する子どもたち	50人程度	100
外部ネットワーク事業	他組織と連携して各種キャンペーン活動やプロジェクトを行う	2ヶ月に1回程度	全国	5人程度	国内外問わず支援を有する人々	50人程度	100
アドボカシー(啓発)事業	社会貢献活動を広めることを目的とし、ホームページ作成や講演会活動の実施	2ヶ月に1回程度	オンライン又は全国	5人程度	主に国内に居住する人々	3000人程度	100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人 ドリーム・サステナビリティ・ジャパン

1 事業実施の方針

2025年度は、引き続き基本的な運営能力の向上に励み、更なる国際協力事業の拡大を目指す。グローバル教育事業では、日本に居住する中高生の方々に充実した教育を提供できるように励む。また、子ども国内支援事業や外部ネットワーク事業では、他組織と協働して各種キャンペーン活動やプロジェクトを実施する。更に、アドボカシー（啓発）事業を通して、世界各地で発生している社会問題を発信し、社会貢献活動に対する認知度や関心を更に高める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1800 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国際協力事業	クラウドファンディング等で集めた資金や物資を開発途上国に送る	2ヶ月に1回程度	東京事務所又はオンライン	5人程度	開発途上国等に居住する人々	120人程度	240
グローバル教育事業	オンライン型英語教育の提供、国際教育を提供することを目的とした研修や講演会活動等の実施	毎週2～5回程度	オンライン又は全国	5～20人程度	日本に居住する中高生	各回12人程度が参加、延べ60人程度	1200
子ども国内支援事業	国内にいる子どもたちの支援に携わる団体と協力し多岐の分野にわたって支援活動を行う	2ヶ月に1回程度	全国	5人程度	日本に居住する子どもたち	60人程度	120
外部ネットワーク事業	他組織と連携して各種キャンペーン活動やプロジェクトを行う	2ヶ月に1回程度	全国	5人程度	国内外問わず支援を有する人々	60人程度	120
アドボカシー（啓発）事業	社会貢献活動を広めることを目的とし、ホームページ作成や講演会活動の実施	2ヶ月に1回程度	オンライン又は全国	5人程度	主に国内に居住する人々	3600人程度	120

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2024年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 ドリーム・サステナビリティ・ジャパ

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費 正会員受取会費	110,000	110,000
2	受取寄附金 受取寄附金	500,000	500,000
3	受取助成金等 受取民間助成金 受取民間補助金	500,000 500,000	1,000,000
4	事業収益 国際協力事業収益 グローバル教育事業収益 子ども国内支援事業 外部ネットワーク事業 アドボカシー(啓発)事業	200,000 1,000,000 100,000 100,000 100,000	1,500,000
5	その他の収益		0
	経常収益計		3,110,000
(B)	経常費用		
1	事業費 (1) 人件費 給料手当	300,000	300,000
	(2) その他経費 会議費 旅費交通費 消耗品費 通信運搬費 印刷製本費 新聞図書費 研修費	80,000 340,000 100,000 80,000 100,000 100,000 400,000	1,200,000
	事業費計		1,500,000
2	管理費 (1) 人件費 給料手当	200,000	200,000
	(2) その他経費 会議費 旅費交通費 消耗品費 通信運搬費 印刷製本費 新聞図書費	55,000 110,000 30,000 8,000 30,000 30,000	263,000
	管理費計		463,000
	経常費用計		1,963,000
	当期経常増減額 (A) - (B) ... ①		1,147,000
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益 過年度損益修正益		0
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		0
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②		0
	税引前繰上修正額財産増減額 ①+② ... ③		1,147,000
	法人税、住民税及び事業税 ... ④		70,000
	設立時正味財産額 ... ⑤		
	当期繰上修正額財産額 ③-④+⑤		1,077,000

2025年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 ドリーム・サステナビリティ・ジャパ

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1	受取会費 正会員受取会費	110,000	110,000
2	受取寄附金 受取寄附金	500,000	500,000
3	受取助成金等 受取民間助成金 受取民間補助金	500,000 500,000	1,000,000
4	事業収益 国際協力事業収益 グローバル教育事業収益 子ども国内支援事業 外部ネットワーク事業 アドボカシー(啓発)事業	240,000 1,200,000 120,000 120,000 120,000	1,800,000
5	その他の収益		0
経常収益計			3,410,000
(B) 経常費用			
1	事業費 (1) 人件費 給料手当	600,000	600,000
	(2) その他経費 会議費 旅費交通費 消耗品費 通信運搬費 印刷製本費 新聞図書費 研修費	150,000 520,000 50,000 80,000 50,000 50,000 300,000	1,200,000
事業費計			1,800,000
2	管理費 (1) 人件費 給料手当	400,000	400,000
	(2) その他経費 会議費 旅費交通費 消耗品費 通信運搬費 印刷製本費 新聞図書費	55,000 250,000 30,000 8,000 30,000 30,000	403,000
管理費計			803,000
経常費用計			2,603,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①			807,000
(C) 経常外収益			
	固定資産売却益 過年度損益修正益		0
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		0
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②			0
税引前繰越正味財産増減額 ①+② . . . ③			807,000
	法人税、住民税及び事業税 . . . ④		70,000
	前期繰越正味財産額 . . . ⑤		1,077,000
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			1,814,000

特定非営利活動法人ドリーム・サステナビリティ・ジャパン 設立趣旨書

著しく加速したグローバル化の進展により、現在、世界は密接に結びついており、国境を越えた経済的、且つ文化的な相互依存が強まり、国際的な交流と協力が不可欠です。また、多国間の連携を促進し、国際的な課題に対処するための共同の努力が求められています。

現在、世界各地には開発途上国を中心として貧困、飢餓、紛争、児童労働等の苛酷な環境におかれている人々が多く存在します。更に、日本国内においても、経済的貧困や心の貧困に直面している子どもたちも数多くいます。私たちは、このような社会問題を解決することで、私たちの目標である「国籍・人種・宗教・生まれた場所・性別・障害の有無・経済状況に関わらず、すべての人々が夢を追い、希望を見出せる、平和で多様性のある社会」の実現に繋げることができると考えます。

また、国内外の格差や不条理を是正し、世界中の誰もが適当な衣食住や教育、医療などを享受できる世の中にするには、まず世界各地で起きている国際問題の認知度を高めることが重要です。私たちは、国際社会への理解を深めるための国際教育事業、外部ネットワーク事業、啓発事業を実施し、その上で次世代のグローバルリーダーを育成したいと考えています。

そして、世界各地の開発途上国や日本国内において、支援する側・支援される側の垣根を超えて互いに協働しながら国際協力事業を実施し、双方が経済的、且つ文化的に「持続可能な活動」を行います。

発足当初、私たちは、任意団体として活動していました。しかし、高校生の団体であったこともあり、社会的信用が得られず、活動資金を募るための助成金を獲得すること、他団体との連携を取ることも困難でした。そこで、こうした障壁を取り払い、団体運営の率性向上と更なる事業の拡大を目指し、我々の活動に賛同してくれる誰もが参加できる団体である、特定非営利活動法人になることを決意しました。

特定非営利活動法人になった暁には、定期的な総会の実施や、法令等で定められた書類の作成・提出、一般市民への情報公開などを適切に行うことで、社会的信用を得、健全な法人運営が実現できると考えます。

申請に至るまでの経過

令和3年10月 現団体の前身である学生任意団体「Turcks」発足

令和5年 5月 特定非営利活動法人ドリーム・サステナビリティ・ジャパンの設立合意

令和5年 7月 特定非営利活動法人ドリーム・サステナビリティ・ジャパンの設立総会開催

令和6年 2月 1日

設立代表者

氏名

箱田 晴大